

## 香川県条例第20号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 知事 <u>100分の50</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の38</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の30</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等の受ける退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額にその者の知事等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の60</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の45</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の35</u></p> <p>4・5 略</p>

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。